

石綿含有仕上塗材に係る改正への対応について

1 背景

大気汚染防止法（以下「大防法」という。）の改正（令和3年4月施行）により、全ての石綿含有建材が規制対象となった。これにより、従来の石綿含有吹付け材や石綿含有保温材等に加えて、新たに石綿含有成形板等や石綿含有仕上塗材という区分が設けられた。

これまで石綿含有仕上塗材については、施工ときに吹付け工法により施工されたものであれば、廃棄物となったものは特別管理産業廃棄物の「廃石綿等」に該当し、吹付け以外の工法により施工されたものであれば、廃棄物となったものは産業廃棄物の「石綿含有産業廃棄物」に該当するとされていたが、今般、大防法の改正を踏まえ、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」（以下「マニュアル」という。）も以下のとおり改正された。

【主な改正点】

（1）廃石綿等から石綿含有産業廃棄物への変更

今回の改正で、石綿含有仕上塗材が廃棄物となったものは、吹付け工法であるか否かに関わらず、石綿含有産業廃棄物になった。

これは、大防法の改正により、石綿含有吹付け材のほかに、石綿含有仕上塗材という区分が設けられ、移行したことによる。

ただし、これらは、石綿含有成形板が廃棄物となったものより、比較的石綿の飛散性の高いおそれのあるものとされており、排出や処理時の取扱いには留意が必要とされている。

また、石綿含有下地調整塗材についても、石綿含有仕上塗材とともに、除去されるものであり、性状が近いことから、石綿含有仕上塗材の取扱いと同様とすることとされている。

ただし、石綿含有ひる石吹付け材（石綿含有吹付けパーミキュライト）、石綿含有パーライト吹付け材（石綿含有吹付けパーライト）については、大防法で従来どおり「石綿含有吹付け材」に区分されているため、「廃石綿等」となる。

（2）品目の追加

石綿含有仕上塗材が廃棄物になったものは、除去された工法によっては、産業廃棄物の「汚泥」に該当する場合もあると示された。

従来「石綿含有産業廃棄物」に該当するとしていた「がれき類」、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」（以下「ガラ陶」という。）に加え、「汚泥」を追加することについては、個別の状況に応じて各自治体により適切に判断するものとされた。

大防法・マニュアル改正後の産業廃棄物の区分（本県の運用※¹）

廃棄物の種類	石綿含有吹付けパーライト及び石綿含有吹付けバーミキュライト	吹付け工法で施工された石綿含有仕上塗材（左記を除く。）	吹付け以外の工法で施工された石綿含有仕上塗材
改正前	特別管理産業廃棄物 「廃石綿等」 (変更なし)	特別管理産業廃棄物 「廃石綿等」	産業廃棄物の 石綿含有産業廃棄物 「廃プラスチック類」、 「がれき類」又は「ガラ陶」
改正後		産業廃棄物の石綿含有産業廃棄物 「廃プラスチック類」、「がれき類」、 「ガラ陶」又は「汚泥※ ² 」	

※1 本県では、産業廃棄物である石綿含有仕上塗材は、マニュアルに記載されている「がれき類」、
「ガラ陶」の他に「廃プラスチック類」も該当するものとして取り扱っている。

※2 高圧水洗工法等により除去され、泥状の状態で廃棄物となったものが対象

(参考)

1 廃石綿等の定義（規則第1条の2第9号）

以下の①～⑤をいう。

- ①建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）に用いられる材料であつて石綿を吹きつけられたものから石綿建材除去事業により除去された当該石綿
- ②建築物等に用いられる材料であつて石綿を含むもののうち石綿建材除去事業により除去された次に掲げるもの
 - イ 石綿保温材
 - ロ けいそう土保温材
 - ハ パーライト保温材
 - ニ 人の接触、気流及び振動等によりイからハに掲げるものと同等以上に石綿が飛散するおそれのある保温材、断熱材及び耐火被覆材
- ③石綿建材除去事業において用いられ、廃棄されたプラスチックシート、防じんマスク、作業衣その他の用具又は器具であつて、石綿が付着しているおそれのあるもの
- ④特定粉じん発生施設が設置されている事業場において生じた石綿であつて、集じん施設によつて集められたもの
- ⑤特定粉じん発生施設又は集じん施設を設置する工場又は事業場において用いられ、廃棄された防じんマスク、集じんフィルターその他の用具又は器具であつて、石綿が付着しているおそれのあるもの

2 石綿含有産業廃棄物の定義（規則第7条の2の3）

工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じた廃石綿等以外の産業廃棄物であつて、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの

2 汚泥に関する本県の取扱いについて

今回の改正を踏まえ、石綿含有仕上塗材について、高圧水洗工法等により除去され、泥状の状態で廃棄物となったものは、「汚泥（石綿含有産業廃棄物）」として取り扱うものとする。

また、これに伴い許可証は、既に「石綿含有産業廃棄物」の記載がされている「廃プラスチック類」、「がれき類」及び「ガラ陶」と同様、「汚泥」に（石綿含有産業廃棄物を含む（除く）。）を記載することとする。

3 許可品目の変更に対する業者毎の取扱い等について（別紙1及び2参照）

(1) 収集運搬業者・最終処分業者

ア 「汚泥」の許可^{*}を有する業者

処理基準を遵守する限りにおいては、「汚泥（石綿含有産業廃棄物）」を扱えるものとし、変更届又は一部廃止届の提出により許可の有無を許可証に記載する。

イ 「汚泥」の許可^{*}を有しないものの、他の品目で「石綿含有産業廃棄物を含む」の許可を有する業者

「汚泥（石綿含有産業廃棄物）」を扱う場合は、品目を追加する変更許可申請を行う（最終処分場は管理型及び遮断型が対象）。

ただし、令和5年9月30日までは、石綿含有仕上塗材の素材に応じて、「廃プラスチック類」、「がれき類」又は「ガラ陶」に係る「石綿含有産業廃棄物」として、高圧水洗工法等による泥状物で排出時に固化処理されたものを扱うことも可能とする（経過措置の間は、最終処分場は安定型への埋立も可能）。

※「〇〇に限る。」という限定付きの汚泥の許可は、今回の手続きでは「汚泥」の許可を有していないものとして扱う。

(2) 中間処分業者

「石綿含有産業廃棄物」の中間処理は、施行令第7条第11号の2に掲げる溶融施設でのみ処理可能であるが、県内には当該施設を有する中間処分業者はなし。

(3) 特別管理産業廃棄物の「廃石綿等」の許可のみを有する業者

（産業廃棄物の「石綿含有産業廃棄物」の許可を有しない業者）

「吹付工法で施工された石綿含有仕上塗材」の廃棄物を扱う場合は、石綿含有産業廃棄物に係る新規許可申請又は、該当品目を追加する変更許可申請を行う。

ただし、令和5年9月30日までは、処理基準を遵守する限りにおいては、特別管理産業廃棄物の「廃石綿等」として「吹付工法で施工された石綿含有仕上塗材」の廃棄物を扱うことも可能とする。

4 変更届等による許可証の書換えについて（別紙1及び2参照）

（1）書換えにおける手続きについて

「石綿含有産業廃棄物を含む。」の記載を行う場合は「変更届」、「石綿含有産業廃棄物を除く。」の記載を行う場合は「一部廃止届」を提出するものとする。

（2）書換えの時期

更新許可、変更許可又は書換えを伴う変更届の際に書換えを行なうことを基本とし、早期に書換えを希望する事業者にあつては、随時、変更届又は一部廃止届を提出するものとする。

最終処分業者については令和5年6月30日までに、変更届又は一部廃止届の提出を求める。

（3）業種ごとの対応について

ア 収集運搬業者（積替え・保管を除く。）

「汚泥（石綿含有産業廃棄物。）」を扱う場合は、処理基準への適合状況を変更届で確認し、許可証の書換えを行う。

イ 収集運搬業者（積替え・保管を含む。）

「汚泥（石綿含有産業廃棄物。）」を扱う場合は、処理基準への適合状況を変更届及び現地調査で確認し、許可証の書換えを行う。

ウ 中間処分業者

「石綿含有産業廃棄物」の中間処理は施行令第7条第11号の2に掲げる熔融施設でのみ処理可能であるが、県内には当該施設を有する中間処理業者はなし。→全ての中間処理業者が「一部廃止届」を提出する。

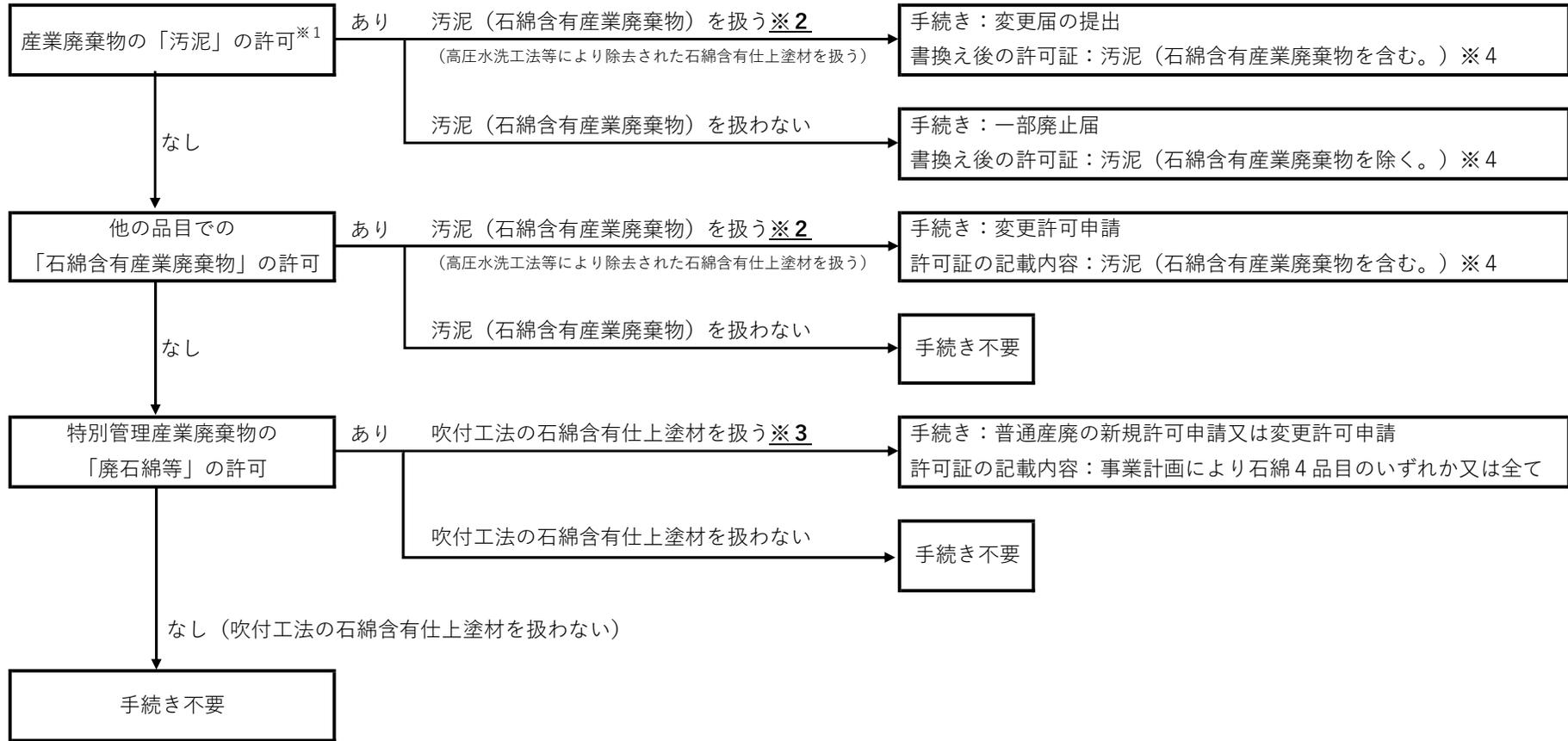
エ 最終処分業者（管理型・遮断型最終処分場）

「汚泥（石綿含有産業廃棄物。）」を扱う場合は、処理基準への適合状況を変更届及び現地調査で確認し、許可証の書換えを行う。

5 運用開始時に、新規許可申請、変更許可申請、更新許可申請又は許可証の書換えを伴う変更届を提出している業者の取扱いについて

対象となる業者へ個別に案内し、「変更届」、「一部廃止届」又は「任意報告書」の提出を求める。（別紙3参照）

手続きフロー



※1 「〇〇に限る。」という限定付きの汚泥の許可は、今回の手続きでは「汚泥」の許可を有していないものとして扱う。

※2 通常、高圧水洗工法等による汚泥以外の石綿含有産業廃棄物も扱っているため、他の品目で石綿含有産業廃棄物の許可を持っているものと考えられる。

※3 通常、吹付工法以外の石綿含有仕上塗材も扱っているため、他の品目で石綿含有産業廃棄物の許可を持っているものと考えられる。

※4 水銀含有ばいじん等に係る記載については、記載を省略しているので要注意。

石綿含有仕上塗材に係る改正に関する許可関係手続きについて

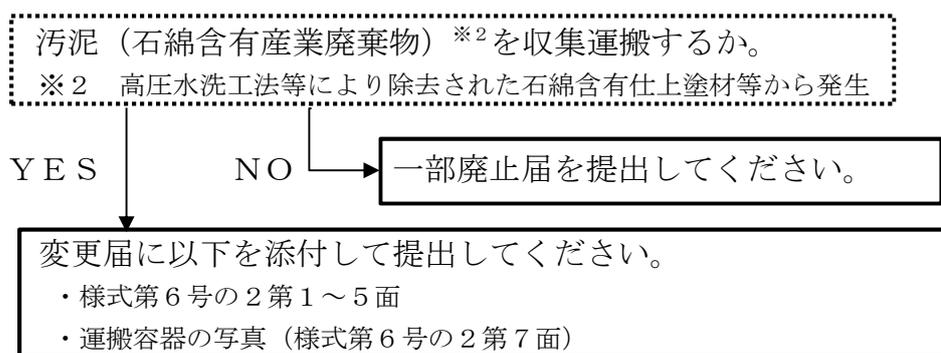
1 収集運搬業（積替え・保管を除く）

- 各手続は、以下のフローチャートに沿って行ってください。
- 汚泥（石綿含有産業廃棄物）を収集運搬する場合には、破砕することのないような方法により、他のものと混合するおそれのないように他のものと区分して行う必要があります。また、飛散及び流出の防止のため、排出時に措置した二重こん包等のまま運搬する必要があります。

（1）産業廃棄物の「汚泥」の許可※¹を有する場合

※¹「〇〇に限る。」という限定付きの汚泥の許可は、今回の手続きでは「汚泥」の許可を有していないものとして扱うため、（2）に該当します。

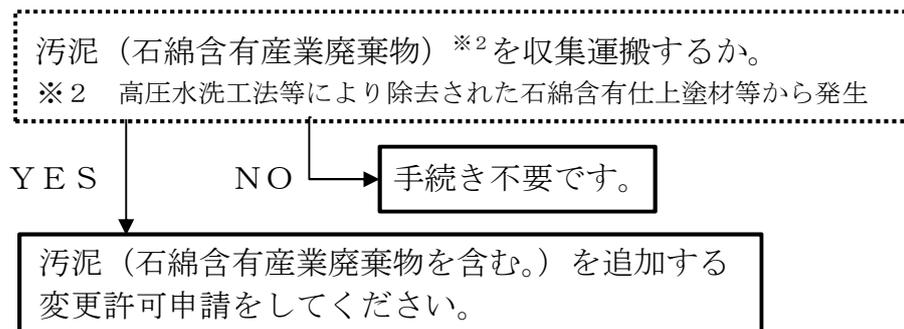
- 「汚泥（石綿含有産業廃棄物）」に係る許可証の書換えを、更新許可、変更許可及び変更届時（他要件で書換えがある場合）に行います。
- 早期に許可証の書換えを希望する場合は、随時、届出を提出してください。



（2）産業廃棄物の「汚泥」の許可※¹を有しないものの、他の品目で「石綿含有産業廃棄物を含む。」の許可を有する場合

※¹「〇〇に限る。」という限定付きの汚泥の許可は、今回の手続きでは「汚泥」の許可を有していないものとして扱います。

- 泥状の「石綿含有産業廃棄物」を扱う場合は、変更許可申請を提出してください。
- 本県内では、経過措置として、令和5年9月30日までは、石綿含有仕上塗材の素材に応じて、「廃プラスチック類」、「がれき類」又は「ガラ陶」に係る「石綿含有産業廃棄物」として、高圧水洗工法等による泥状物で排出時に固化処理されたものを扱うことも可能とします。



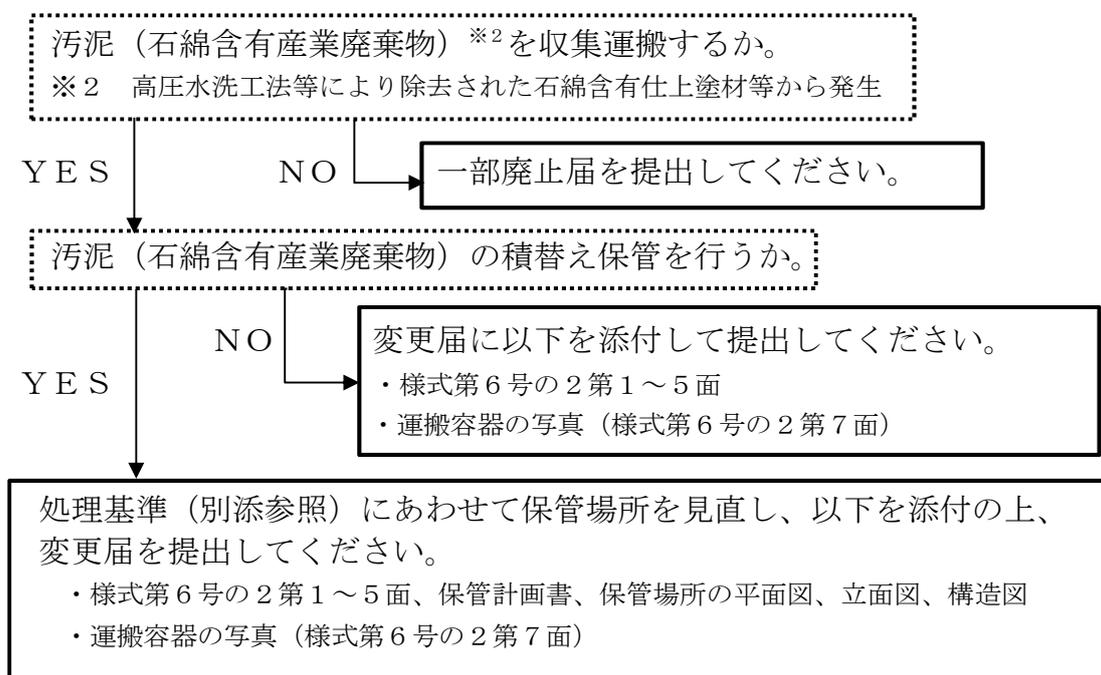
2 収集運搬業（積替え・保管を含む）

- 各手続は、以下のフローチャートに沿って行ってください。
- 汚泥（石綿含有産業廃棄物）を収集運搬する場合には、破碎することのないような方法により、かつ、他のものと混合するおそれのないように他のものと区分して行う必要があります。また、飛散及び流出の防止のため、排出時に措置した二重こん包等のまま運搬する必要があります。また、汚泥（石綿含有産業廃棄物）を保管する場合には、他のものと混合するおそれのないよう、仕切りを設ける等の措置を行う必要があります。

（1）産業廃棄物の「汚泥」の許可^{※1}を有する場合

※1 「〇〇に限る。」という限定付きの汚泥の許可は、今回の手続きでは「汚泥」の許可を有していないものとして扱うため、（2）に該当します

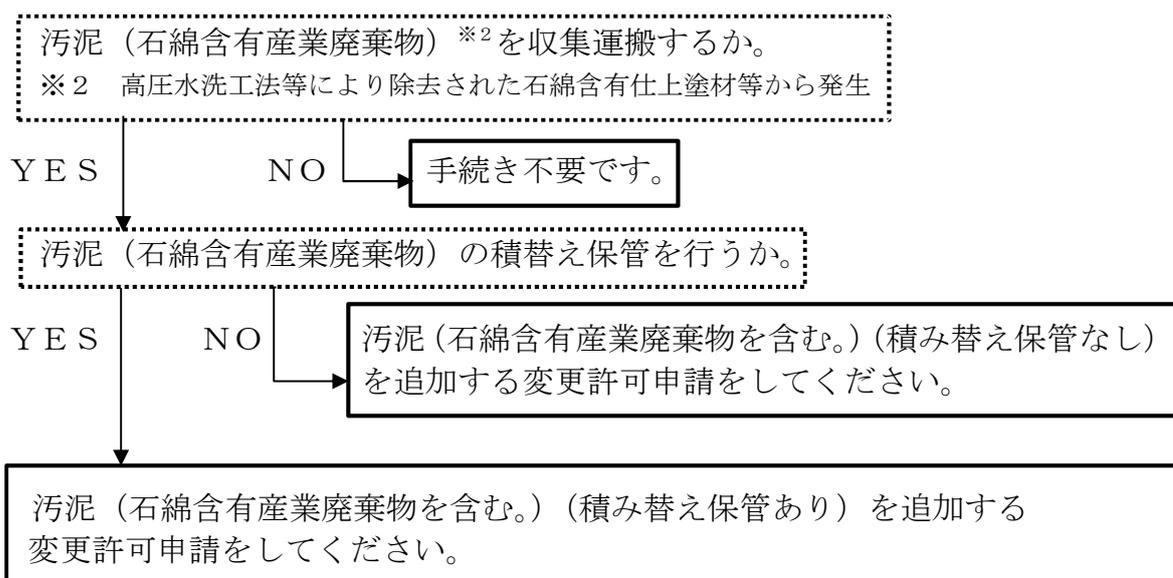
- 「汚泥（石綿含有産業廃棄物）」に係る許可証の書換えを、更新許可、変更許可及び変更届時（他要件で書換えがある場合）に行います。
- 早期に許可証の書換えを希望する場合は、随時、届出を提出してください。



(2) 産業廃棄物の「汚泥」の許可^{※1}を有しないものの、他の品目で「石綿含有産業廃棄物を含む。」の許可を有する場合

※1 「〇〇に限る。」という限定付きの汚泥の許可は、今回の手続きでは「汚泥」の許可を有していないものとして扱います。

- ・泥状の「石綿含有産業廃棄物」を扱う場合は、変更許可申請を行ってください。
- ・本県内では、経過措置として、令和5年9月30日までは、石綿含有仕上塗材の素材に応じて、「廃プラスチック類」、「がれき類」又は「ガラ陶」に係る「石綿含有産業廃棄物」として、高圧水洗工法等による泥状物で排出時に固化処理されたものを扱うことも可能とします。



3 中間処分業

- ・汚泥（石綿含有産業廃棄物）は、施行令第7条第11号の2に掲げる溶融施設でのみ処理可能ですが、県内には当該施設を有する中間処理業者はありません。
- ・「汚泥」の許可を有する方は、「汚泥（石綿含有産業廃棄物）」に係る許可証の書換えを、更新許可、変更許可及び変更届時（他要件で書換えがある場合）に行いますので、その際、一部廃止届を提出してください。
- ・早期に許可証の書換えを希望する場合は、随時、一部廃止届を提出してください。

4 最終処分業

(1) 産業廃棄物の「汚泥」の許可^{※1}を有する場合

※1 「〇〇に限る。」という限定付きの汚泥の許可は、今回の手続きでは「汚泥」の許可を有していないものとして扱うため、(2)に該当します。

- ・「汚泥（石綿含有産業廃棄物）」に係る許可証の書換えを行います。
- ・以下のフローチャートに沿って、令和5年6月30日までに各届出を行ってください。
- ・汚泥（石綿含有産業廃棄物）を埋立処分する場合、最終処分場の一定の場所において、当該石綿含有産業廃棄物が分散しないように行う必要があります。

汚泥（石綿含有産業廃棄物）^{※2}を埋立処分するか。

※2 高圧水洗工法等により除去された石綿含有仕上塗材等から発生

YES

NO

一部廃止届を提出してください。

以下を添付の上、変更届を提出してください。

- ・様式第七号の1、3、5
- ・汚泥（石綿含有産業廃棄物）の埋め立て場所を明示した図面

(2) 産業廃棄物の「汚泥」の許可^{※1}を有しないものの、他の品目で「石綿含有産業廃棄物を含む。」の許可を有する場合

※1 「〇〇に限る。」という限定付きの汚泥の許可は、今回の手続きでは「汚泥」の許可を有していないものとして扱います。

- ・泥状の「石綿含有産業廃棄物」を扱う場合は、処分業に係る品目追加の変更許可申請を行ってください。（管理型又は遮断型のみ。事前に産業廃棄物処理施設の許可も必要です。）
- ・本県内では、経過措置として、令和5年9月30日までは、石綿含有仕上塗材の素材に応じて、「廃プラスチック類」、「がれき類」又は「ガラ陶」に係る「石綿含有産業廃棄物」として、高圧水洗工法等による泥状物で排出時に固化処理されたものを扱うことも可能とします（経過措置の間は、最終処分場は安定型への埋立も可能）。

汚泥（石綿含有産業廃棄物）^{※2}を埋立処分するか。

※2 高圧水洗工法等により除去された石綿含有仕上塗材等から発生

YES

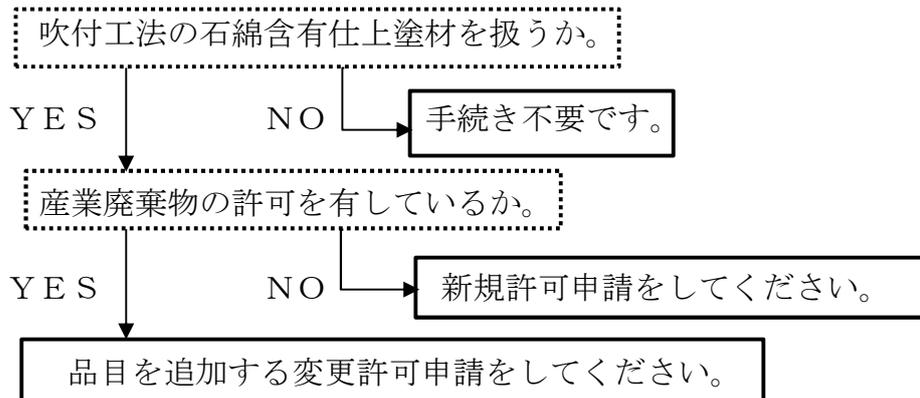
NO

手続き不要です。

汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）を追加する変更許可申請をしてください。

5 特別管理産業廃棄物の「廃石綿等」の許可のみを有する業者
(産業廃棄物の「石綿含有産業廃棄物」の許可を有しない業者)

- ・「吹付工法で施工された石綿含有仕上塗材」の廃棄物を扱う場合は、石綿含有産業廃棄物に係る新規許可申請又は、当該品目を追加する変更許可申請をしてください。
- ・県内又は本県と同一の取り扱いを行う自治体で処理が完了する場合は、経過措置として令和5年9月30日までは特別管理産業廃棄物の「廃石綿等」として「吹付工法で施工された石綿含有仕上塗材」の廃棄物を扱うことも可能とします。
ただし、「廃石綿等」として扱った場合は、最終処分まで「廃石綿等」として扱う必要があります。



石綿含有産業廃棄物に係る処理基準等（抜粋要約）

石綿含有産業廃棄物を取り扱う際には、一般的な産業廃棄物処理基準に加え、以下の特別な処理基準等を遵守する必要があります。

1 収集運搬基準等

- 石綿含有産業廃棄物が、破碎することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して、収集し、運搬すること。（令6条第1号ロで例によることとする令3条第1号ホ）
- 石綿含有仕上げ塗材が廃棄物になったものは、飛散及び流出の防止のため、排出時に措置した二重こん包の状態のまま運搬すること。（石綿含有廃棄物等処理マニュアル4. 2. 1 飛散防止【解説5.】）
- 運搬車両は、荷台全体をシート等で覆い、粉じんの飛散を防止するとともに、石綿等が入っていること及びその取り扱い注意事項の表示をテープ等で行う。（建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル4. 1 2. 5（2））

2 収集運搬基準等（積替え保管）

- 石綿含有産業廃棄物の積替え保管を行う場合には、積替え保管の場所には、石綿含有産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。（令6条第1号ニ、へで例によることとする令3条第1号ト）

3 処分基準等（埋立処分）

- 最終処分場のうちの一定の場所において、かつ、当該石綿含有産業廃棄物が分散しないように行うこと。（令第6条第1項第3号ヨ（1））
- 埋め立てる石綿含有産業廃棄物が埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること。（令第6条第1項第3号ヨ（2））
- 石綿含有仕上塗材が廃棄物になったものなど、石綿含有廃棄物のうち比較的飛散性の高いものとして、こん包して収集・運搬されたものは、こん包した状態で埋め立てること。（石綿含有廃棄物等処理マニュアル6. 4 埋立方法<石綿含有廃棄物>【解説3.】）
- 石綿含有産業廃棄物が汚泥に該当する場合は、埋立処分に当たって含水率85%以下にする必要がある。そのため、含水率が85%を超えるおそれがある等の場合には、排出時に固型化、薬剤による安定化等の措置を講じることが有効である。（石綿含有廃棄物等処理マニュアル6. 1 最終処分<石綿含有廃棄物>【解説4.】）

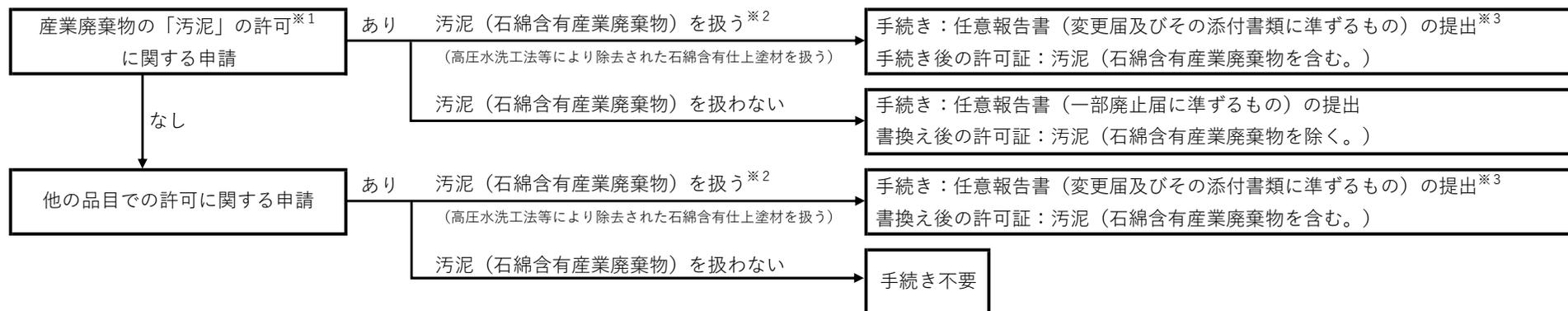
<参考：石綿含有仕上塗材>

石綿含有仕上塗材が廃棄物となったものは、石綿含有廃棄物の中でも石綿の飛散性が比較的高いおそれがあることから、排出時に耐水性のプラスチック袋等により二重でこん包を行うこと。

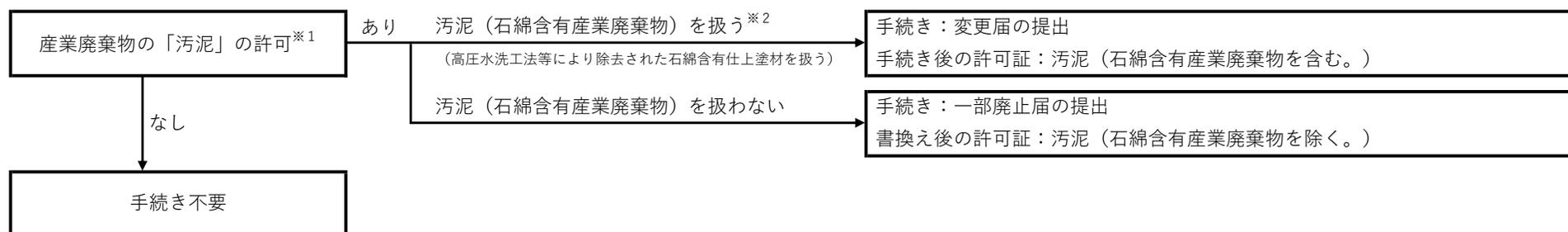
また、こん包の前に固型化、薬剤による安定化等の措置を講じることが望ましい。（石綿含有廃棄物等処理マニュアル3. 3 飛散防止【解説3.】）

運用開始時に、新規許可申請、変更許可申請、更新許可申請 又は許可証の書換えを伴う変更届を提出している業者の手続きフロー

1 新規許可申請又は変更許可申請の場合



2 更新許可申請又は書換えを伴う変更届の場合



※1 「〇〇に限る。」という限定付きの汚泥の許可は、今回の手続きでは「汚泥」の許可を有していないものとして扱う。

※2 通常、他の品目で石綿含有産業廃棄物の許可を持ち、さらに高圧水洗工法等により除去された石綿含有仕上塗材を扱う者であるとする。

※3 任意報告書に係る添付書類は、内容に応じて申請中の書類と差し替え又は追加する。